

第13号議案

令和5年度群馬県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度群馬県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村数及び処理水量

流域関連市町村数	11市7町1村
年間総処理水量	74,676,024m ³
1日平均処理水量	204,033m ³

(2) 主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業	3,841,086千円
ロ 単独流域下水道建設事業	116,430千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	流域下水道事業収益	10,140,364千円
第1項	営業収益	4,001,864千円
第2項	営業外収益	6,138,500千円
支		出
第1款	流域下水道事業費用	10,902,643千円
第1項	営業費用	10,623,443千円
第2項	営業外費用	279,200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,057,734千円は、過年度分損益勘定留保資金40,509千円、当年度分損益勘定留保資金932,565千円及び当年度分消費税及び

地方消費税資本的収支調整額 84,660千円で補てんするものとする。)

収		入
第1款	流域下水道事業資本的収入	4,292,516千円
第1項	企業債	1,369,000千円
第2項	国庫補助金	1,984,887千円
第3項	他会計出資金	21,853千円
第4項	工事費負担金	916,776千円
支		出
第1款	流域下水道事業資本的支出	5,350,250千円
第1項	建設改良費	3,957,516千円
第2項	企業債償還金	1,392,734千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
流域下水道維持管理 修繕工事請負契約	令和6年度	130,000
社会資本総合整備 工事請負契約	令和6年度	2,595,229

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	1,369,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において 発行価格が額面金額を下回 るときは、それぞれの発行 価格差減額を埋めるために 必要な金額を限度額に加算 した金額を限度額とする。)	年9.0% 以 内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 431,019千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,649,239千円である。

令和5年2月15日提出

群馬県知事 山本 一 太